

## きらくやまにぎわい創出事業者提案募集要項

つくばみらい市（以下、「市」という。）では、きらくやまふれあいの丘（以下、「きらくやま」という。）を「多世代交流拠点」として再生させるべく、「きらくやまプロジェクト」を令和2年に立ち上げ、大型複合遊具の設置やWi-Fi環境などの整備を進めてきました。

今後は、利用者の多様なニーズに対応し、満足度を更に向上させるための新たな付加価値の創出が必要であることから、現在使われていないきらくやますこやか福祉館内の調理施設をリノベーションすることにより、「食の提供」や「ふるさと納税返礼品の企画・開発」等を可能とする事業者に対しての支援を行います。

つきましては、本事業に参画を希望する事業者等の事業提案を下記のとおり募集します。

### 1 全体概要

#### (1) 事業の目的

市内または県内周辺地域の食材を使った加工食品（ご当地グルメ）を企画・製造し、きらくやま内での食の提供や、ふるさと納税返礼品として活用することにより、きらくやま利用者への新たな付加価値の創出や更なる地域産業の振興を目的としています。

#### (2) 主な事業内容

- ・市内または県内周辺地域の食材を使った加工食品（ご当地グルメ）の企画・製造
- ・土日祝日を中心としたきらくやまでの食の提供
- ・製造した製品のふるさと納税返礼品としての活用
- ・障がい者等への職業体験の場としての活用による支援等

#### (3) 施設のリノベーションに関すること

きらくやますこやか福祉館内調理施設（別紙図面参照）をリノベーションし、提案事業を行っていただきます。

リノベーションした施設の光熱水費を切り分け、きらくやますこやか福祉館本体分と別契約が可能となるような施工を行っていただきます。

リノベーションした施設について、施設と不可分となっている機能を有する設備（電気・ガス・給排水・空調など、構造上不可分となっている設備等）及び補助対象経費として計上し整備した設備等については、市に帰属するものとします。

#### (4) 市との賃貸借契約について

市作成の基本設計書を参考に、提案事業者自らが具体的な設計及び施工（リノベーション）を行うことにより、提案事業を行っていただきます（別紙基本設計書及び図面参照）。

契約期間は、契約日から起算して5年間とし、双方の合意により更新できるものとします。

事業に係る光熱水費に関しては、事業者の負担とします。

賃貸借契約の締結に際し、火災保険その他運営に必要な保険等については、提案事業者の責任において加入することとします。

また、選定された事業を開始した日の属する月から月額5万円の賃借料が発生します。

#### (5) 事業者の選定方法

- ・公募形式で事業者を募集（募集期間：9月25日～10月17日（23日間））
- ・食品加工実績、ふるさと納税返礼品運用実績、地域連携実績や、「1全体概要（1）及び（2）」に記載の事業の目的や主な業務内容を満たす提案であるかなどを評価
- ・審査委員会において総合的に審査し、事業者（1者）を選定予定

#### (6) 補助金について

つくばみらい市きらくやまにぎわい創出補助金交付要綱の規定に基づき、市は選定された事業者へ補助金（上限2,500万円）を交付します。

選定された事業者には、当該補助金等を活用して調理施設のリノベーションを行っていただきます。

補助対象経費については、「3提出書類について（3）」の別表のとおりとし、当該経費として計上し整備した設備等については市に帰属するものとしますが、契約期間内においては、選定された事業者が善良な管理者の注意をもって維持・使用・修繕するものとします。

「3書類提出について（3）」の別表に記載の経費以外にはこの補助金を活用することはできません。（提案事業を行う際の消耗品は当該補助金の対象にはなりません。）

※本要項における「消耗品」とは、地方税法上の資産計上の対象とならない物品であって、「取得価格10万円未満」又は「法定耐用年数1年未満」のものを指します。

選定された事業者はいかなる事情があっても、「1全体概要（4）」に定める契約期間において、事業に取り組む義務を負うこととします。

補助金の交付決定額を超える事業経費は事業者負担となりますのでご注意ください。

## (7) 応募の資格等

つくばみらい市で事業所を開設している又は開設を予定している者のうち、以下の事項に全てに該当する事業者等

- ①補助金の交付決定日の翌日から起算して1年以内に飲食の提供及びふるさと納税返礼品企画・製造の業務を開始し、以降5年以上継続して事業を行う見込みがある者
- ②自らが事業の実施主体である者
- ③市内に立地し、地場産品（平成31年総務省告示第179号に該当する返礼品）の生産、製造、加工等を行っている又は行う予定である者
- ④市のご当地グルメの企画・開発に関する業務を行い、各団体等が主催するご当地グルメイベント等にエントリーする意思がある、または過去にエントリーしたことがある者（例：茨城県主催「シン・いばらきメシ総選挙」等）
- ⑤つくばみらい市暴力団排除条例（平成24年3月29日つくばみらい市条例第6号）に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者ではない者
- ⑥会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続きをしていない者
- ⑦税（国税及び地方税）を完納（納税猶予等の措置を受けている場合を除く。）している者
- ⑧宗教活動や政治活動を目的としていない者
- ⑨「1全体概要（4）」に記載の賃借料を遅滞なく支払える者

## 2 スケジュールについて

応募開始	令和7年 9月25日（木）
質問・現地確認会受付期限	令和7年10月 3日（金）17：00まで
質問回答期限	令和7年10月10日（金）17：00まで
応募書類提出期限	令和7年10月17日（金）17：00まで
審査委員会	令和7年10月27日（月）までに開催
審査結果通知	審査委員会開催後1週間以内に審査結果を通知します。選定事業者には補助金申請に関する担当窓口等についてお伝えいたします。
契約締結	令和7年11月上旬

## 3 提出書類について

企画提案の応募にあたっては、次の書類を提出してください

- ・企画提案応募書【様式1】5部
- ・企画提案書【様式1別紙】5部
- ・提案内容に関する補足資料【様式自由】5部

（必要に応じて提出してください。無ければ提出不要です。）

- 収支計画書（補助対象経費の概算見積書）【様式2】 5部
- 提案事業者の過去の事業実績【様式自由】 5部
- 直近3期分の決算書（個人の場合は確定申告書） 1部
- 直近の法人税の申告書（法人の場合） 1部
- 納税証明書（最新の課税年度分） 1部

企画提案書の作成はこの要項に記載する事項を十分に理解したうえで、次の要領で作成してください。

### （1）共通事項

- ①企画提案書の提出は、当該事業に対して1件までとします。
- ②日本工業規格 A4用紙を使用してください。
- ③企画提案応募書【様式1】には、個人もしくは事業所（団体）名、代表者役職氏名、提出年月日、連絡先（担当者氏名・所属部署・会社所在地・電話番号・電子メールアドレス）を記載してください。
- ④企画提案書は、添付資料を含め 10ページ以内で提出してください。
- ⑤紙媒体により5部（正本1部、副本4部）作成してください。副本については、企画提案者の名称を消去また黒塗りし、企画提案者が判別できないように作成してください。
- ⑥使用言語は日本語で、簡潔かつ明瞭に記載してください。
- ⑦企画提案内容によっては、補足説明等を求めることがあります。

### （2）企画提案書の構成について

企画提案書の構成は、後述の審査項目及び審査基準の内容に則り作成してください。

### （3）収支計画書について

収支計画書（様式2）の【1. 施設のリノベーションに係る経費】「②支出に関する事項（兼 補助対象経費の概算見積書）」には、提案事業実施に直接必要な経費をすべて記入してください。なお、補助対象経費は以下のとおりとします。

経費区分	内容
設計費	事業実施に必要な設計費
施設・設備改修費	事業実施に必要な施設・設備改修費（消耗品は除く。）、既存の不要な施設・設備の撤去に係る経費
諸経費	事業実施に必要な官公庁等への申請書類作成に係る経費
その他市長が必要と認める経費	上記以外で市長が必要と認める経費

#### (4) その他

記入漏れ・誤記・表現の誤り等があった場合でも、提出された書類で審査しますので、提出前に誤りがないか必ずご確認ください。うえで作成してください。

提出書類は、当該審査以外の目的で提案者に無断で使用いたしません。

提出書類は、つくばみらい市情報公開条例(平成18年3月27日条例第9号)に基づく情報公開請求の対象となる可能性があります。開示請求があった場合は、同条例第7条各号に定める部分を除き、公開することがあります。

### 4 質問受付及び回答

本業務に関する質問の受付及び回答は、次のとおりとします。

#### (1) 質問受付

##### ①期限

令和7年10月3日(金) 17:00まで

##### ②提出方法

質問書【様式3】に記入のうえ、つくばみらい市保健福祉部社会福祉課に電子データで提出してください。

データ容量は全体で10メガバイト以内としてください。

データの送付先: syakaihukusi01@city.tsukubamirai.lg.jp

③メールのタイトルは「【会社名】きらくやまにぎわい創出事業者募集要項質問」としてください。

#### (2) 質問回答

##### ①回答期日

令和7年10月10日(金) 17:00まで

##### ②回答方法

市ホームページに掲載いたします。

### 5 現地確認会の開催について

現地確認を希望する事業者等の方に対し、現地確認会を開催いたします。

#### ①開催日

令和7年10月6日(月) 9:00から16:00まで

#### ②現地確認会受付期限

令和7年10月3日(金) 17:00まで(質問受付期限と同様)

#### ③受付方法

つくばみらい市保健福祉部社会福祉課メールアドレス

syakaihukusi01@city.tsukubamirai.lg.jp に、参加希望の旨をご連絡ください。

## 6 審査方法及び審査基準

### (1) 審査方針について

応募書類の審査は選定委員会が行います。審査にあたっては、下記の審査基準に基づいて提案の内容等を審査、選定し、選定事業者を決定します。

なお、審査内容に関する質問や異議は一切受け付けいたしません。

### (2) 審査方法について

下記の審査基準に基づき、書面審査を実施し、必要に応じてヒアリングを行ったうえで、基準点を越えた応募者から選定事業者を選定します。

### (3) 審査項目及び審査基準について

各事業分野の審査項目は以下のとおりとします。

審査項目	審査内容	配点
事業提案者について	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 食品加工実績</li><li>・ ふるさと納税返礼品運用実績</li><li>・ 地域連携実績</li><li>・ 実施体制</li></ul>	20点
提案内容について	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 食の提供の実現性</li><li>・ ふるさと納税返礼品としての実現性</li><li>・ ご当地グルメ商品開発の企画力・実績</li><li>・ 障がい者等への支援を通じた社会貢献</li><li>・ 地域産業の振興</li></ul>	50点
資金・収支計画について	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 収益性</li><li>・ 資金計画</li></ul>	20点
事業提案金額について	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 費用積算</li></ul>	10点
		合計 100点

採点者全員が60点以上、かつ平均点が65点以上で選定候補者とします。

## 7 審査結果について

審査結果については、応募いただいた全ての事業者へ通知します。

## 8 企画提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格となります。

- (1) 提出期限が過ぎて企画提案書及び添付書類が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 企画提案内容の補足説明を求めたにもかかわらず、補足説明しなかった場合

- (5) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合
- (6) 募集要項に記載する事項に違反した場合
- (7) その他事業者として適当でないと市長が認めた場合

#### 9 企画提案に要する費用負担

企画提案に要する費用は、全て応募者の負担とします。

#### 10 企画提案書等の取扱い

提出された企画提案書、概算見積書等はいかなる場合でも返却いたしません。

#### 11 書類の提出について

企画提案応募書及び企画提案書等の提出については、下記に郵送及びデータにて送付してください。

〒300-2395 茨城県つくばみらい市福田 195 番地

つくばみらい市 保健福祉部 社会福祉課

データ送付先：syakaihukusi01@city.tsukubamirai.lg.jp

(データ容量は10メガバイト以内としてください。)

#### 12 共有事項

- ・選定された事業者は、本業務の実施にあたり、関係する法令、政令、条例、規則、細則、通知、通達などの法令等を遵守しなければなりません。
- ・事業開始にあたり、官公庁の許認可を必要とする場合は、選定された事業者の責任において取得し、市の指定する日までに当該許可等を証する書類を提出していただきます。
- ・選定事業者は、本業務の遂行上知り得た事項について、本業務期間及び本業務終了後においても第三者に漏らしてはいけません。
- ・本業務の遂行上必要な資料収集、調査、検討等は原則として選定された事業者が行うものとし、市から貸与する業務に必要な資料及びデータは、業務完了後に市の指示に従って全て返却または廃棄するものとします。

#### 13 その他

本募集要項に明示していない事項については、別途市と協議するものとします。